

先着順による県有財産購入申込募集要項

先着順の県有財産売却の購入申込みにあたっては、この募集要項及び別添契約書（案）の記載事項を承知するとともに、物件説明書等を参考に必ず現地を確認した上でお申し込みください。

1 売却物件

土地の表示

物 件 名	旧浅海研究所
所 在 地（地番）	豊後高田市高田字小ノ瀬 3 0 1 0 番 3
地 目（公簿）	雑種地
面 積（㎡）	477.00 ㎡（公簿） 477.68 ㎡（実測）

売却価格 2, 3 1 3, 3 6 0 円

【物件の事前確認について】

（１） 現地説明会について

- ・ 現地説明会は開催しませんので、購入申込者ご自身において、必ずあらかじめ現地を確認してください。
- ・ この募集要項及び「物件説明書」は売却物件の概要です。購入申込を行う前に、必ず申込者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。

（２） 物件の引渡し

- ・ 物件は現況のままで引き渡します。（売却に係る案内看板は契約後に大分県で撤去します。）
- ・ 図面と現況が相違している場合、現況が優先します。
- ・ 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切大分県では行いません。
- ・ 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、大分県では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- ・ 地下埋設物及び地盤に関する調査、電波障害の調査は原則として行っておりません。

2 申込方法

(1) 提出書類

①申込書等：県有財産購入申込書

代表者選任届（共同購入の場合）

役員等一覧（法人の場合）

誓約書

注1）申込者の住所、氏名について、個人の場合は住民票記載のものを、法人の場合は、法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）記載のものを、正確に記入してください。

注2）共同購入を希望する場合は、代表者が作成した県有財産購入申込書に共同購入者全員の誓約書及び代表者選任届を添付してお申込みください。

(2) 申込先及び申込方法

①申込先

〔所属名〕 大分県総務部県有財産経営室

〔郵便番号・住所〕 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

〔電話番号・FAX番号〕 電話 097-506-2972 FAX097-506-1830

②申込方法

上記申込先に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で申し込んでください。

注1）郵送の場合、提出書類が県有財産経営室に到達した日を受付日とします。

(3) 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年11月28日（金）まで

〔受付時間〕 午前9時から午後5時まで

ただし、土曜・日曜及び祝日等の閉庁日を除きます。

注1）契約予定者が決定したときは、受付期間内であっても、その時点で申込みの受付を締め切りますので、申込みの際は受付が締め切られていないかどうか、あらかじめ電話等で確認のうえ、お申し込みください。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

契約書（案）、土地登記簿、字図等は、大分県ホームページ及び前記（2）の申込先に前記（3）の受付期間中備えております。

(5) 提出書類等の指定

県有財産購入申込に必要な書類については大分県ホームページ及び前記（2）の申込先に前記（3）の受付期間で配布しておりますので、県が指定するものを使用してください。

3 申込者の資格

次の各項目のいずれかに該当する場合は購入申込みができません。

また、県有財産を売却する際の購入資格確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）

が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者

- ①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦①から⑥までの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 自己又は自己の役員等（注）が、次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合

（注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③暴力団員が役員となっている事業者
- ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- ⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 無効申込み

次のいずれかに該当する申込みは、無効となります。

- ①購入参加者として資格がない者のした申込み
- ②所定の申込書によらない申込み
- ③住所・氏名の記入漏れ、その他申込み要件を認定しがたい申込み
- ④前各号に定めるものを除くほか、売却担当課・室において特に指定した事項に違反した申込み

5 申込資格の審査及び契約予定者の決定

県有財産購入申込書を受け付けた後、申込資格について審査し、資格確認の後、契約予定者を決定します。審査には一定の日数を要しますのでご了承ください。

持参及び郵送（申込書類が申込先である県有財産経営室に到着した日を受付日として取り扱う。）のいずれの申込みであっても、受付期間内で県有財産経営室が最も早く受け付けた申込書を第一順位の申込みとします。

ただし、同日に複数の申込書類の提出があった場合には、後日くじ引きの方法により第一順位の申込者を決定します。

注1）くじ引きの日程等は後日県有財産経営室から連絡しますので、申込者ご本人又は委任状による代理人の参加をお願いします。

6 契約の締結

契約書は、県が定めた県有財産売買契約書により、契約予定者決定通知を受けた日から7日以内に提出してください。契約に要する費用は、契約者の負担となります。

なお、7日以内に契約の締結に必要な書類が提出されない場合は、契約予定者としての権利を失うものとします。

7 契約保証金

契約書類の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金、大分手形交換所に加盟する金融機関の大分県内にある本店・支店が振り出した銀行振出小切手〔自己宛小切手〕又は銀行等〔※〕の保証）を県に納付しなければなりません。契約保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

※「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）」第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入を行う組合

8 売買代金の納入

売買代金は、契約締結後、県が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。

9 所有権の移転等

売却物件の所有権は、売買代金が納入されたときに移転し、物件は現状有姿のまま引き渡します。

所有権移転登記は、売買代金の納入を確認した後に、購入者の費用負担により県が契約者名義に嘱託登記します。

なお、所有権移転前に、物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

10 公序良俗に反する使用等の禁止

次の各号に掲げる事項を禁止します。

- ①暴力団員への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ②暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ③契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

11 義務の承継

買受人は、この要項に基づく土地売買契約の締結の日から10年間に、所有権移転若しくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定を行う場合は、その後の譲受人に同要項第10項の義務を承継させなければなりません。

12 契約の公表

次の各号に掲げる事項は公表します。

- ①不動産の所在地
- ②区分（土地・建物の別）
- ③数量（土地の面積・建物の床面積等）
- ④契約者の氏名又は名称及び住所（市町村名）
- ⑤契約年月日
- ⑥契約金額（契約金額が7,000万円未満の不動産の売払いにかかる契約で、国又は他の地方公共団体以外のものにあつては、契約者の同意がある場合に限る。）

13 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則その他の法令等に従って県が決定するものとします。